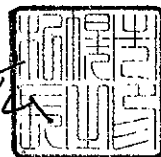


札幌市市民活動サポートセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月11日

札幌市長

秋元克広



札幌市条例第64号

札幌市市民活動サポートセンター条例の一部を改正する条例

札幌市市民活動サポートセンター条例（平成15年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表事務ブースの項中「2,500円」を「2,700円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の別表事務ブースの項に規定する使用料の徴収は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 改正後の別表事務ブースの項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。